

高畠町建築物耐震改修促進計画

【第二次改定】

高畠町

令和4年3月

目 次

I	目的	1
II	計画の位置づけ	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	1
3	対象建築物	1
III	住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標	1
1	想定される地震の規模及び被害状況	1
2	耐震化の現状	3
3	耐震改修等の用途別目標の設定	5
4	公共建築物の耐震化情報の開示	6
IV	住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策	7
1	基本的な取組方針	7
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図る支援策	7
3	改修実施への環境整備	7
4	要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化	7
5	避難路沿道建築物の状況把握	8
V	住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	8
1	地震ハザードマップの作成	8
2	相談体制の整備・情報提供の充実	8
3	パンフレット配布等の啓発活動	8
4	家具転倒防止策	8
5	自治会との連携	9
VI	所管行政庁との連携	9
1	指導・助言等の実施	9
VII	その他関連施策の推進	9
1	山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との連携	9
2	その他	9
	資料編	10

I 目的

「高島町建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、町民の生命や財産を保護するため、山形県と町が連携して耐震診断・耐震改修等を促進することを目的とする。

II 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び山形県建築物耐震改修促進計画に基づき、高島町地域防災計画（震災対策編）、事前防災及び減災等のための高島町国土強靱化地域計画を上位計画として、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す。

2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

3 対象建築物

対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された住宅、建築基準法第6条に定める特殊建築物及び防災活動拠点施設等となる町有施設とする。

III 住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標

1 想定される地震の規模及び被害状況

山形県には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードが、それぞれ7.8、7.7、7.5程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

(表-1) 想定地震の長期評価

区分	震源	地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率	
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
		西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)	M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%	

出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和3年1月1日

山形県が調査した、想定される地震における被害想定について表-2に示す。

被害想定が最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯を震源域とする地震では、山形県内全域で被害が予想されており、全壊・半壊する建物約89,000棟、死者約2,000名、負傷者約22,000人、建物被害による避難者約95,000人と見込まれている。

(表-2) 県内断層帯の被害想定調査結果（発生ケースは冬季の早朝を想定）

断層名	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯
公表年月日	平成14年12月	平成18年6月	平成18年6月	平成10年3月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792棟	22,475棟	10,781棟	1,295棟
建物半壊	54,397棟	50,926棟	23,618棟	5,342棟
死者	2,114人	1,706人	915人	110人
負傷者	21,887人	16,405人	9,694人	2,585人
避難者	94,688人	78,849人	41,044人	7,776人

出典：山形県地域防災計画（震災対策編）

(表-3) 高島町における長井盆地西縁断層帯地震の被害想定調査結果一覧表(建物被害)

建物被害想定(高島町)			
夏季		冬季	
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
1,563棟	2,669棟	1,770棟	3,022棟

※県防災危機管理課資料による(公表年月:平成18年3月)

(表-4) 高島町における長井盆地西縁断層帯地震の被害想定調査結果一覧表(人的被害)

人的被害想定(高島町)							
昼間人口 (避難者数)	夜間人口 (避難者数)	夏季昼間		冬季早朝		冬季夕方	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
24,027人 (2,577人)	26,683人 (3,094人)	44人	580人	107人	1,049人	59人	705人

※県防災危機管理課資料による(公表年月:平成18年3月)

2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成30年住宅・土地統計調査の結果から推定すると、住宅総数7,350戸があり、そのうち、現行の耐震基準が適用された昭和55年以前に建築された住宅が2,120戸(不詳810戸除く)で全体の29%を占めている。

構造別では、木造戸建住宅は6,200戸で全体の84%と高い比率を占め、その中でも昭和55年以前に建築された木造戸建住宅は約2,020戸あり、木造住宅の33%を占め、木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。

木造戸建住宅の耐震性については、山形県の推定計算結果を参考に算定すると、建設年代不詳のうち、昭和56年以降に建築されたと推定される350戸、昭和55年以前に建築され耐震性を満たすと推定される970戸(建設年代不詳含む)、昭和56年以降建築された3,620戸を合わせた4,940戸が耐震性を満たすと考えられ、耐震化率は約80%と推定される。

また、非木造等住宅の耐震性についても、山形県の推定計算結果を参考に算定すると、建設年代不詳のうち、昭和56年以降に建築されたと推定される225戸、昭和55年以前に建築され耐震性を満たすと推定される120戸(建設年代不詳含む)、昭和56年以降に建築された800戸を合わせた1,145戸が耐震性を満たすと考えられ、耐震化率は約99%と推定される。(表-5)(表-6)

したがって、高島町の平成30年10月1日時点における住宅(木造及び非木造等)の耐震化状況については、建設年代不詳のうち、昭和56年以降に建築されたと推定される575戸、昭和55年以前に建築され耐震性を満たすと推定される1,090戸(建設年代不詳含む)、昭和56年以降に建築された4,420戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は6,085戸で、耐震化率は約83%と推定される。(表-6)

(表－５) 平成３０年住宅・土地統計調査結果からの数値

建設年度	総数	木造戸建住宅	非木造等住宅
昭和５５年以前	２,１２０戸（２８.９％）	２,０２０戸（３２.６％）	１００戸（８.７％）
昭和５６年以降	４,４２０戸（６０.１％）	３,６２０戸（５８.４％）	８００戸（６９.６％）
不詳	８１０戸（１１.０％）	５６０戸（９.０％）	２５０戸（２１.７％）
合計	７,３５０戸（１００.０％）	６,２００戸（１００.０％）	１,１５０戸（１００.０％）

注) 非木造等住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他、長屋、共同住宅が含まれる。

(表－６) 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 ７,３５０戸	昭和５６年以降 ４,９９５戸	木造戸建住宅 ３,６２０戸	耐震性を満たす ６,０８５戸 ８３％	
		非木造等住宅 ８００戸		
	昭和５５年以前 ２,３５５戸	木造戸建住宅（不詳含む） ９７０戸（４３.５％）		耐震性が不十分 １,２６５戸 １７％
		非木造等住宅（不詳含む） １２０戸（９.６％）		
		木造戸建住宅（不詳含む） １,２６０戸（５６.５％）		
		非木造等住宅（不詳含む） ５戸（４％）		

注) 不詳分については、山形県の推定計算結果を参考に案分する。

(２) 公共施設（町有施設）

町が所有する施設には、多くの防災活動拠点や町民が利用する重要な施設などがあり、施設の総数は４８棟となっている。

また、昭和５５年以前に建築された町有施設は、１４棟で全体の２９％を占め、そのうち耐震診断実施率は、８棟の５７％である。耐震化率は、全体施設数の８８％となっているが、特に防災活動拠点の庁舎、中央公民館の耐震化が急がれる。

(表－７) (資料２参照)

(表-7) 公共施設(防災活動拠点施設等となる建築物) 施設区分別耐震改修等状況
(令和2年度)

施設区分	全体数 A	S55年以前に占める割合			耐震診断実施済の棟数 D	改修等不要な棟数 E	改修等必要な棟数 F	改修済の棟数 G	改修未実施の棟数 H	耐震診断未実施の棟数 I=C-D	耐震化済の棟数 J=B+E+G	耐震化未実施の棟数 K=H+I	耐震診断実施率 D/C	耐震化率 J/A	用途別耐震化率
		S56年以降 B	S55年以前 C	C/A											
① 庁舎等	2	0	2	100.0%	0	0	0	0	0	2	0	2	0.0%	0.0%	0.0%
② 小中学校	13	7	6	46.2%	6	2	4	4	0	0	13	0	100.0%	100.0%	100.0%
③ 公民館等	4	3	1	25.0%	0	0	0	0	0	1	3	1	0.0%	75.0%	83.3%
④ 福祉施設等	4	3	1	25.0%	1	0	1	1	0	0	4	0	100.0%	100.0%	
⑤ 文化・体育施設等	10	8	2	20.0%	0	0	0	0	0	2	8	2	0.0%	80.0%	
⑥ 公営住宅	5	4	1	20.0%	1	1	0	0	0	0	5	0	100.0%	100.0%	100.0%
⑦ その他の施設	10	9	1	10.0%	0	0	0	0	0	1	9	1	0.0%	90.0%	90.0%
合計	48	34	14	29.2%	8	3	5	5	0	6	42	6	57.1%	87.5%	87.5%

※対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200㎡を超えるもの。

3 耐震改修等の用途別目標の設定

(1) 住宅

高島町の住宅・建築物の耐震化は、想定されている県内4断層帯の被害想定を勘案すると地震被害の減災対策として極めて重要であり、山形県建築物耐震改修促進計画による耐震化率と同じとする。

◆令和12年度における住宅の耐震化率目標

令和12年度における住宅の耐震化率目標を90%とする。

平成20年度 耐震化率	平成25年度 耐震化率	平成30年度 耐震化率	令和12年度 目標
73% (H20 統計結果より)	73% (H25 統計結果より)	83% (H30 統計結果より)	90%

平成30年度 推定値		⇒	令和12年度目標	
住宅総数	7,350戸		7,650戸	+4%
うち耐震性を満たす	6,085戸 (83%)		6,885戸 (90%)	
うち耐震性が不十分	1,265戸 (17%)		765戸 (10%)	

注) 令和12年度目標の住宅総数については、平成25年度から平成30年度までの伸び率4%の実績を目標戸数として設定している。

◆目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率90%を達成するには、平成30年度推定値の「耐震性が不十分1,265戸」から、令和12年度目標の「耐震性が不十分765戸」を差し引いた、500戸の耐震改修・建替え等が必要となる。 **目標達成に必要な戸数 約50戸/年**

(2) 公共施設

町有施設は、災害時の防災活動、災害支援の拠点であり、多くの町民が利用する重要な施設である。特に、児童・生徒の安全と地域の災害時における避難所となる学校（小・中学校）の耐震化を優先するものとする。

◆令和12年度における公共施設の耐震化率目標

- ・庁舎等（役場庁舎、中央公民館）

災害時における防災活動の拠点施設。

令和2年度 耐震化率	令和12年度 耐震化率目標
0%	100%

- ・小中学校（校舎、体育館）

児童・生徒の安全と、地域の災害時における避難所となる施設。

令和2年度 耐震化率	令和12年度 耐震化率目標
100%	100%

- ・公営住宅（大町団地、御入水団地、弥生団地）

入居者の生命を守る居住施設。

令和2年度 耐震化率	令和12年度 耐震化率目標
100%	100%

- ・その他（公民館等、文化・体育施設等、福祉施設等）

災害時における支援活動の拠点施設。

令和2年度 耐震化率	令和12年度 耐震化率目標
83%	90%

4 公共建築物の耐震化情報の開示

町有施設の耐震性または耐震化に関する情報を開示することに努める。

IV 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

町内の住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物等の所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、町は、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行うことができるよう、必要な支援策や環境整備を講じるものとする。

- ・耐震相談窓口を設置する。
- ・町民に耐震化に関する情報提供を行う。
- ・「住宅・建築物安全ストック形成事業」等、国の補助事業の有効活用を図る。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図る支援策

町は、住宅・建築物耐震化の促進を図るため、国や県と協力・連携して耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するための支援策を講じるなど円滑な耐震化事業の促進を努める。

また、「高畠町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、様々な機会に耐震化の必要性について普及啓発を行う。

経済負担を軽減する具体的な支援策として、下記の制度活用を促す。

- ①【国、町の支援】 町木造住宅耐震診断士派遣事業…耐震診断（町事業）
- ②【国、県、町の支援】 町木造住宅耐震改修事業 …耐震改修（補助事業）
- ③【国、県、町の支援】 町住宅リフォーム支援事業 …減災・部分補強（補助事業）
- ④【県の支援】 高齢者減災アドバイス事業 …減災対策（説明会）

《税制上の特例》

一定の要件を満たした耐震改修を実施した場合は、所得税や固定資産税の減額が受けられる。

3 改修実施への環境整備

町民が耐震改修について、安心して相談や改修が行えるよう建設課に「耐震相談窓口」を設置し、パンフレットやポスターによる耐震化の普及や情報提供を行う。

4 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が必要であることから、優先順位を設け計画的な耐震化を図ることとする。

5 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、住宅・建築物の倒壊が緊急輸送車両の通行や町民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、沿道の状況を把握する。

①緊急輸送道路（資料1参照）

高島町地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路（資料3参照）

高島町地域防災計画において指定する避難所に通ずる避難道路

V 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 地震ハザードマップの作成

住宅や建築物の耐震化促進のためには、その地域で想定される地震の規模や地震による被害等の可能性を町民に伝えることにより、耐震化への意識を啓発することが重要である。このことから山形県が作成した県内4断層帯被害想定資料を活用し、地震ハザードマップを作成し公表するとともに必要に応じて更新し周知に努める。

2 相談体制の整備・情報提供の充実

町の耐震相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、協議会等専門機関の相談窓口を紹介する。

また、町のリフォーム相談窓口では、住宅リフォームに関する情報の提供や悪質な住宅リフォームの相談等に加え、耐震改修への指導やアドバイスを図っていく。

3 パンフレット配布等の啓発活動

①町民に対して耐震化への意識向上を図るためにパンフレットを配布し、住宅の耐震診断・耐震改修に関する知識や情報を提供する。

また、人が多く集まる地区公民館や自治会公民館等に耐震促進のポスターを掲示やパンフレットを備え、周知を図る。

②町報等により、耐震改修事業等や融資制度の活用等、町民に耐震化の啓発を図る。

また、町のホームページに耐震に関する情報等を掲載する。

③山形県と連携し、住宅月間・住宅防災週間等の時期において耐震化のPRを図る。

④山形県と連携し、住宅に係るイベントの催事場で、耐震診断・耐震改修の推進を図るため啓発活動を行う。

4 家具転倒防止策

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具等の転倒防止策についてパンフレット等を活用して町民に対策事例等を紹介するとともに部分補強や防災用具の活用等、自らできる地震対策への取り組みについて普及啓発を図る。

5 自治会との連携

自治会及び自主防災組織と連携し、防災訓練等において災害時における避難路確保の重要性について理解を得ながら、耐震診断・耐震改修の普及啓発を図る。

VI 所管行政庁との連携

1 指導・助言等の実施

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁である山形県と十分な調整を行い、連携しながら効果的な指導を行っていく必要がある。

また、特定建築物について耐震診断及び耐震改修の必要があると認められる場合には、所有者に対し指導及び助言等に努めるものとする。

VII その他関連施策の推進

1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との連携

県・市町村及び建築関係団体等で組織する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」の活動に参加し、耐震化への取り組みの情報交換等を行い、建築物の耐震化を推進する。

2 その他

- ①耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行う。
- ②住宅全体の耐震化が困難と思われる老人世帯の住宅については、応急対策として寝室または居間のシェルターによる補強や耐震ベッド・耐震テーブル等の設置により家具の転倒や天井落下等の危険から身を守る対策も有効であり推進を図る。
- ③危険なブロック塀の解消を図るため、所有者に除却等について指導する。
また、管内の危険ブロック塀解消を促進させるため、除却等に係る補助事業を活用する。
- ④住宅の耐震化とともに、いざという時の保険として地震保険の加入の推進を図るため普及活動を行う。
- ⑤歴史的建造物（重要文化財）の耐震化策については、文化庁の耐震診断事業を活用する。
- ⑥地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅についても周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して耐震化に努めるよう指導を行う。

資料編

目次

資料1	緊急輸送路指定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
資料2	公共施設耐震一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
資料3	高畠町指定収容避難施設一覧・・・・・・・・・・	1 3
資料4	高畠町地震ハザードマップ・・・・・・・・・・	1 4

資料1 緊急輸送路指定一覧

機能区分	道路種別	路線名	主な防災拠点施設等
第1次	高速道	①東北中央自動車道	近隣市町との連絡道
	国道	②13号	近隣市町との連絡道
	主要地方道	③高島川西線	近隣市町との連絡道
	町道	④南陽高島インター線	近隣市町との連絡道
第2次	国道	①113号	みちの駅「たかはた」
	〃	②399号	高島町役場・消防署・中央公園 JA 小郡山集荷場
	主要地方道	③米沢高島線	近隣市町との連絡道
	〃	④高島川西線	公立高島病院
	一般県道	⑤檜下高島線	近隣市町との連絡道
	〃	⑥糠野目亀岡線	JA 亀岡集荷場
	〃	⑦上和田浅川線	JA 中和田集荷場
	町道	⑧石岡築場線	置賜浄化センター
	〃	⑨旭町中央公園線	R113～中央公園の連絡道
	〃	⑩竹森時沢線	JA 屋代北部集荷場
	〃	⑪竹森中里線	旧 JA 屋代南部集荷場
	〃	⑫夏茂高島線	高島町役場・消防署
	〃	⑬高島相森線	高島町役場・公立高島病院

資料2 公共施設耐震一覧

(本表は令和3年3月時点であり、55年以前の施設で耐震化済は令和2年度時点とした(表-7と整合))

施設区分	棟数	施設名	建物区分	構造	階数	規模(m ²)	55年以前	56年以降
①庁舎等	2	高島町役場庁舎	庁舎	RC	3	4,210	●	
		高島町中央公民館	庁舎	RC	2	1,827	●	
②小学校	11	高島小学校(2棟)	校舎	RC	3	5,947	●耐震化済	
			屋体	SRC	2	1,129	●耐震化済	
		二井宿小学校(1棟)	屋体	SRC	2	969		●
		屋代小学校(2棟)	校舎	S	2	3,292		●
			屋体	S	2	1,154		●
		亀岡小学校(2棟)	校舎	RC	2	2,153	●耐震化済	
			屋体	S	1	621	●耐震化済	
		和田小学校(2棟)	校舎	S	3	3,220	●耐震化済	
			屋体	S	2	818	●耐震化済	
		糠野目小学校(2棟)	校舎	S	2	4,311		●
屋体	SRC		2	1,199		●		
②中学校	2	高島中学校(2棟)	校舎	RC	2	7,182		●
			屋体	S	2	4,087		●
③公民館等	4	高島町立図書館	公民館	RC	1	1,476		●
		高島町総合交流プラザ [※]	公民館	S	2	2,060		●
		和田地区公民館	公民館	S	1	611	●	
		高島町生涯学習館	公民館	S	1	1,069		●
⑤文化・ 体育施設等	10	高島町文化ホール	施設	RC	2	3,703		●
		高島町郷土資料館	施設	RC	2	704	●	
		浜田広介記念館ホール	施設	RC	2	711		●
		浜田広介記念館	施設	SRC	1	688		●
		高島町体育センター	施設	S	1	1,125		●
		高島町多目的屋内運動場	施設	RC	1	977		●
		高島町武道館	施設	S	1	746		●
		高島町営体育館	施設	SRC	2	2,185	●	
		高島町営第二体育館	施設	SRC	2	1,250		●
		旧高島第一中学校体育館	施設	SRC	2	1,457		●
⑥公営住宅	5	町営住宅大町団地	公営住宅	RC	4	1,030	●耐震化済	
		町営住宅御入水団地A棟	公営住宅	RC	2	614		●
		町営住宅御入水団地B棟	公営住宅	RC	4	752		●
		町営住宅弥生団地D棟	公営住宅	RC	3	404		●
		町営住宅弥生団地E棟	公営住宅	RC	3	393		●
④福祉施設等	4	健康管理施設げんき館	施設	RC	1	1,657		●
		旧なごみこども園	施設	W(一部S)	1	1,061	●耐震化済	
		やしろ保育園	施設	RC	2	1,235		●
		屋内遊戯場もっくる	施設	RC	1	1,098		●
⑦その他の 施設	10	高島町太陽館	施設	RC	3	1,235		●
		自然休養村センター	施設	S	2	684	●	
		高島町斎場	施設	RC	1	444		●
		竹森時沢美水場	施設	RC	1	237		●
		高島町東部有機センター	施設	S	1	1,417		●
		高島町埋蔵文化財整理収蔵施設	施設	S	2	376		●
		旧時沢小学校(2棟)	校舎	S	2	1,568		●
			屋体	S	1	822		●
		高島町産業振興センター	施設	S	3	3,568		●
		第1水源地	施設	RC	1	252		●

※対象施設は木造以外の建築物で、2階以上又は延べ床面積200m²を超えるもの。

資料3 高島町指定収容避難施設一覧

(令和2年度現在)

地区	避難所名	施設区分	主要アクセス道路
高 島	高島小学校	学校	国道 399 号
	旧高島第一中学校体育館	学校	国道 399 号
	高島町中央公民館	公民館	国道 399 号・主要地方道高島川西線
	高島町営体育館	体育館	国道 399 号・主要地方道高島川西線
	高島町武道館	体育館	国道 399 号・主要地方道高島川西線
	高島町総合交流プラザ	公民館	主要地方道米沢高島線
	県立考古資料館	文化施設	国道 113 号
二井宿	二井宿小学校	学校	国道 113 号・一般県道檜下高島線
	二井宿地区公民館	公民館	国道 113 号・一般県道檜下高島線
屋 代	旧時沢小学校	学校	国道 113 号
	屋代小学校	学校	国道 113 号
	高島中学校	学校	主要地方道高島川西線
	県立高島高等学校	学校	国道 13 号・町道南陽高島インター線
	屋代地区公民館	公民館	国道 113 号
亀 岡	亀岡小学校	学校	一般県道糠野目亀岡線
	亀岡地区公民館	公民館	一般県道糠野目亀岡線
和 田	和田小学校	学校	一般県道上和田浅川線
	上和田交流館	公民館	一般県道上和田浅川線
	高島町営第二体育館	学校	主要地方道米沢高島線
	和田地区公民館	公民館	一般県道上和田浅川線
糠野目	糠野目小学校	学校	国道 13 号
	屋内遊戯場もっくる	学校	一般県道糠野目亀岡線
	高島町生涯学習館	公民館	一般県道糠野目亀岡線

高畠町地震ハザードマップ

(長井盆地西縁断層帯による地震想定)

